

令和 7 年第 2 回教育委員会定例会議事録

令和 7 年 2 月 7 日

東久留米市教育委員会

令和7年第2回教育委員会定例会

令和7年2月7日（金）午前9時31分開会

市役所7階 703会議室

議 題

- 第1 議案第4号 令和6年度東久留米市一般会計（教育費）3月補正予算
要求について
- 第2 議案第5号 東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の
公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について
- 第3 議案第6号 「東久留米市第3次教育振興基本計画 令和7年度事業計画」の
策定について
- 第4 議案第7号 物品の買入れについて
- 第5 教育長報告
①東久留米市いじめ防止対策推進基本方針の改定について
②令和6年度「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等
調査」の結果について
- 第6 議案第8号 東久留米市立学校の校長及び副校長の人事の内申について

出席者 5人

教 育 長	片 柳 博 文
委 員	宮 下 英 雄
（教育長職務代理者）	
委 員	馬 場 そわか
委 員	植 村 芳 美
委 員	橋 本 脩

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	小 堀 高 広
指 導 室 長	小 瀬 ますみ
教 育 総 務 課 長	田 中 徳 彦
学 務 課 長	田 口 純 也
生 涯 学 習 課 長	桜 井 昌 紀
図 書 館 長	島 崎 律 照
主幹・統括指導主事	森 山 健 史

事務局職員出席者

教育総務課庶務係長 野 村 賢太郎

傍聴者 1人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前9時31分)

○片柳教育長 これより令和7年第2回教育委員会定例会を開会します。

本日は定足数を満たしていますので、会議は成立しています。

◎議事録署名委員の氏名

○片柳教育長 議事録の署名に入ります。本日の議事録の署名は、橋本委員にお願いします。

○橋本教育委員 はい。

◎会議の進め方

○片柳教育長 まず、本日の会議の進め方について説明をお願いします。

○田中教育総務課長 本日の会議ですが、日程第6の議案第8号は非公開での審議をお願いしたく、よろしくお願い申し上げます。

○片柳教育長 委員の皆様にお諮りします。日程第6の議案第8号は非公開で行いたいとのことですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

◎傍聴の許可

○片柳教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。

○野村庶務係長 いらっしゃいます。

○片柳教育長 お入りいただきます。

(傍聴者入室)

傍聴の方にお知らせします。日程第6の議案第8号は非公開で行いますので、その際はご退席をお願いします。なお、資料につきましてはお入り用でしたらお持ち帰りいただけます。

◎議案第4号、上程、説明、質疑、討論、採決

○片柳教育長 日程第1、「議案第4号 令和6年度東久留米市一般会計(教育費)3月補正予算要求について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○小堀教育部長 議案第4号は、「令和6年度東久留米市一般会計(教育費)3月補正予算要求について」です。提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べる必要があるためです。続けて、教育総務課長より補足の説明があります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中教育総務課長 ご配付の資料をご覧ください。本議案は令和7年第1回市議会定例会に上程する予定の教育費に係る補正予算についてご審議をお願いするものです。

本補正予算は教育総務課、学務課、指導室、生涯学習課に係る工事費などの契約差金や需用費などの年度末の執行見込みに照らし、予算を減額するもののほか、6ページの下段をご覧ください。

《債務負担行為に関わるもの》「1 教師用教科書等購入事業」があります。こちらは小・中学校教師用教科書及び指導書の購入に係る契約の予定価格が2,000万円を超える見込みとなり、議会の議決を経る必要が生じたことから令和6年度から7年度の間の債務負担行為の設定を行うもので、所管は指導室です。

○片柳教育長 説明が終わりました。ご質問はありますか。

○宮下教育委員 この説明に書いてあります文書の中におきまして、補助金が変わったことはよく分かります。ところが、この理由の中におきまして、「事業の実施状況より」という言葉が何か所かありますが、それによって減額がされているものが相当あります。事業の実施状況より」ということは、具体的にどんな実施状況によって不用額が生じたのかというあたりについてご説明いただけるとありがたいと思うのです。

なぜかといいますと、これだけ減額するのだったらもったいない。もっと有効的に活用できないかなと思いました。

○田口学務課長 学務課部分について説明します。

5 ページの中段「11 中学校定期健康診断事業」で減額をさせていただいているのですが、こちらは例えば、心臓検診など受診者数に増減のある健診において、実際に受診した生徒数が少なかった場合に、単価契約でやっている関係で一定の契約差金が発生しますので、そちらを減額させていただいたということです。

○小瀬指導室長 指導室所管のものについて説明します。

資料の2 ページをご覧ください。真ん中にあります「1 医療的ケア児支援事業」については、予定していた回数よりも訪問看護の看護師を派遣する機会が少なかったということでの減額です。

また「2 学校マネジメント強化事業」と「3 エデュケーション・アシスタント配置事業」につきましては、最大の配置数を見込んで予算計上しましたが、その後、東京都からの決定人数が予定よりも下回ったということで、ここに挙げています。また支援していただく方と学校の調整で勤務日数が予定より少なかったという学校も数校あります。

説明が終わりましたが、よろしいですか。

○宮下教育委員 はい。分かりました。

○片柳教育長 ほかにありますか。——よろしいでしょうか。

よろしければ以上で質疑を終わります。

これより議案第4号の討論に入ります。いかがですか。

○宮下教育委員 討論省略。

○片柳教育長 討論省略と認めます。

これより採決に入ります。「議案第4号 令和6年度東久留米市一般会計（教育費）3月補正予算要求について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

全員挙手です。よって、議案第4号は承認することに決しました。

◎議案第5号、上程、説明、質疑、討論、採決

○片柳教育長 日程第2、「議案第5号 東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○小堀教育部長 議案第5号は、「東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」です。提案理由は、「都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」が一部改正されたことに伴い、市の関連規則を改める必要があるためです。続けて、学務課長から補足の説明があります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田口学務課長 「議案第5号 東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」補足説明を申し上げます。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害に係る補償の算定基礎となる補償基礎額につきましては、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律」及び「東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」による委任を受けまして、本規則を別表において定めています。

この補償基礎額の金額は、都の制度に準ずる運用としていまして、今般、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例が一部改正されたことを受け、本規則の改正を行うものです。

内容につきましては、経験年数に応じた区分についてそれぞれ引き上げるものです。また、施行期日は公布日としていますが、経過措置により、令和6年4月1日以降に生じた事由について適用することとしています。

○片柳教育長 説明が終わりました。ご質問はありますか。

○宮下教育委員 今、ご説明の中におきまして、都の制度が改正に伴って、準拠して改正をしたということですが、ちょっと疑問なのは、私はよく認識していませんが、例えば、経験年数を積み重ねることによって、この改正額が大変少ないですね。若手のほうが多いですね。これは何か理由がありますでしょうか。これは多分東京都に準拠ですから、東京都で何か理由があるのかもしれませんが、教えていただければと思います。

○田口学務課長 この公務災害補償の補償基礎額についても、特別職の公務員である学校医の先生方の勤務条件の一環として定められているというところで、一定、東京都の給与体系の考え方に沿ったものになっているかと思っています。

ですので、経験年数の浅い先生のほうが若手である場合が多いと思いますので、若手の方への補償を手厚くするという考え方なのかなというふうに担当としては見ています。

○宮下教育委員 通常考えますと、経験年数を重ねることによって補償額も少しアップされていくのが普通の考え方ですが、これは逆ですね。

これはここで論議しても仕方がないのかもしれませんが、そこは気になったところです。私たちは経験数を積み重ねることによって、いろいろな手当等がアップされていくのが現状ではないかなと思っているのですが、あまりこのような状況ですと、これからこのような校医の先生方が、そんなに長くやらないよとなってしまっていけないかなと思っていますので、そういうことは多分ないと思いますけれども。

○田口学務課長 今、宮下委員ご指摘の点についてはそのとおりかと思いますが、この補償基礎額表を見ますと、やはり経験年数を積み重ねるごとに補償基礎額そのものが上がっていていますので、経験年数の長い先生方のほうへ、より手厚く補償するということはこの制度においても取られていると担当としては見ています。

今お話のありました引き上げの幅という意味で言えば、今回の改正については、先ほど私のほうでご答弁させていただいたような趣旨かなと受け止めています。

○片柳教育長 よろしいですか。

○宮下教育委員 了解しました。

○片柳教育長 ほかによろしいでしょうか。

○馬場教育委員 基本的なことなのですけども、公務災害補償は例えば具体的に言うと、どういうことがあって、補償というのは1日当たりのということになるのでしょうか。

○田口学務課長 まず、公務災害補償はどういった場合が対象になるかということですけど

も、例えば学校医の先生方が学校に来校されて様々な健康診断でありますとか、何らかの指導をいただく場合があります。その行き・帰りの途上や、学校内でけがをされた場合の補償ということになります。

また、ここにお示ししていますのは補償の基礎額ということですので、これが1日当たりの額ということではありませんので、これをベースに様々な補償の内容はありますけれども、その内容に沿った計算の基礎となるものです。

○馬場教育委員 分かりました。ありがとうございます。

○片柳教育長 ほかにありますか。——よろしいでしょうか。

よろしければ質疑を終わります。

これより議案第5号の討論に入ります。いかがでしょうか。討論はありませんでしょうか。

○宮下教育委員 討論省略。

○片柳教育長 討論省略とします。

これより採決に入ります。「議案第5号 東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって、議案第5号は承認することに決しました。

◎議案第6号、上程、説明、質疑、討論、採決

○片柳教育長 日程第3、「議案第6号 「東久留米市第3次教育振興基本計画 令和7年度事業計画」の策定について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○小堀教育部長 議案第6号は、「東久留米市第3次教育振興基本計画 令和7年度事業計画」の策定についてです。提案理由は、令和6年度から令和10年度までの5か年の計画期間である「東久留米市第3次教育振興基本計画」により市の教育行政を推進するため、単年度の事業計画を策定する必要があるためです。続けて、教育総務課長より補足の説明があります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中教育総務課長 本議案につきましては、「東久留米市第3次教育振興基本計画」について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、令和7年度の事業計画案を取りまとめたものです。つきましては、実施事業の概要について、教育総務課、学務課、指導室、生涯学習課、図書館の事務局の組織順でご説明します。

それでは初めに、教育総務課所管分についてご説明します。

恐れ入りますが、資料15ページをお開きください。15ページには「基本施策3 質の高い教育の基盤となる環境の整備」「(1) 着実かつ効果的な施設保全の実現(教育総務課)」について資料の中段をご覧ください。【7年度の実施事業】についてご説明します。

番号55は、トイレの洋式化に係る事業です。第六小学校、久留米中学校のトイレの改修工事及び西中学校の設計委託を実施し、トイレ洋式化の整備率81.9%を目指してまいります。

次に番号56と57は、空調機整備に係る事業です。普通教室及び設置から10年以上が経過している特別教室等の空調機を更新し、またエアコンが未設置の特別教室には空調機を新設し、それぞれ整備率100%を目指してまいります。

次に番号58は、水泳外部指導の検討についてです。「教育委員会では取りまとめた、これまでの検討経過を踏まえ、引き続き、市長部局と連携した協議を行ってまいります。」とし

ています。

続きまして、16ページをご覧ください。

「(2) ICT 環境の整備(教育総務課・指導室)」について、実施事業を取りまとめてご説明します。

令和2年度に GIGA スクール構想の実現に向けて導入した児童・生徒用一人1台端末は、7年度に OS の Windows 10 のサポート期限を迎えることから端末の更新を予定しています。また、これを契機として、高速大容量の教育ネットワーク環境の整備や教育 ICT 環境における情報セキュリティの向上を図るため、クラウド環境の構築を予定します。これにより、子どもたちが主体的に学べるよう、デジタルを活用した学習環境を充実してまいります。

○田口学務課長 それでは続いて、学務課所管部分について大きく3点ご説明します。

初めに7ページをお開きください。中段、学校給食に関する事項です。

【7年度の実施事業】としましては、26. 地場農産物の活用を継続的に図っていくということで、地場農産物の割合を金額ベースで令和元年度を維持することを指標としています。

続いて27. こちらも地場農産物に関するのですが、地場農産物の魅力を共通献立で伝える給食として「くるめ産給食の日」の年1回の実施を引き続き行ってまいります。

続いて28. 中学校給食の内容の充実を目的とした、個別容器による温かい献立の提供を令和7年度の2学期から開始できるよう準備を進めてまいります。

続きまして14ページをお開きください。中段の「(2) 通学路の安全対策(学務課)」についてです。

【7年度の実施事業】としましては、引き続き、「東久留米市通学路交通安全プログラム」による通学路点検を小学校ごとに年1回実施してまいります。

最後、17ページをお開きください。上段の「(3) 学校の適正規模・適正配置の検討(学務課)」についてです。

【7年度の実施事業】としましては、東京都が公表する教育人口等推計を基に、児童・生徒数の動向に留意し、特に大規模な住宅開発が行われる地域については、その状況を注視して現状を把握するとともに、必要に応じて調整区域の設定を見直すなどの、弾力的な運用も検討していきたいとしています。

また、市長部局におきまして取り組んでいます「公共施設のスリム化に向けた基礎調査」の結果を勘案し、将来の構想を整理するとしまして、指標としては、まずは教育人口等推計値を各関係各課と共有した上で調整の場を持つこととしています。

○小瀬指導室長 指導室所管の部分についてご説明します。

指導室が計画しています取組は非常に多岐にわたりますため、新規事業または拡大するものなど、主立ったものを説明させていただきます。

まず資料の4ページをご覧ください。「I 一人権尊重の精神の涵(かん)養と健やかな心と体の育成」の柱の中で「イ) 不登校対策の充実」が挙げてあります。

13番. 下里中学校にチャレンジクラスを新設することを記載しています。

チャレンジクラスの目的は「1. 登校日数の増加、2. 学習内容の定着、3. 学校内外の機関等や教職員による相談・指導などを受けていない生徒の解消」とされており、別室登校や学習適応教室、不登校巡回指導員などに加え、生徒の学びの選択肢を増やすものと考えています。

次に資料5ページをお開きください。「イ) インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」として、番号16. 教員の指導力向上を図るための研修会や連絡会を実

施することを記載しています。

これまでも特別支援教育に関わる研修は計画的に行ってまいりましたが、より専門性を高めるために学び、さらに通常級に在籍する特別な支援を要する児童・生徒に対する理解をさらに深めるため、令和7年度は特別支援学級教員対象、特別支援教室教員対象、特別支援コーディネーター対象と三つに分け、研修の対象や内容を明確にするとともに、巡回指導教員の連絡会を開催し、情報共有する場を設定します。

次に「基本施策1 確かな学力の育成」についてです。資料9ページをご覧ください。

「ア）幼保小連携・小中連携による系統的な指導の推進」として、番号32.小中連携ユニットをつくって日常的な連携を行うことを記載しています。これまでも年3回以上の小中連携の取組を行うよう設定してまいりましたが、一つの中学校に進学する小学校が複数に点在するため、授業参観は行っても協議会のメンバーが少なくなってしまうなどの課題がありました。

そこで中学校区ごとに連携する小学校を1校または2校を決めてユニットとし、年間を通して、ユニットで地域の課題に沿ったテーマで連携してまいります。

続けて番号の33には、幼保小の連携について記載しています。令和6年度から始めた「オープン1年生の日」の内容を拡充して、幼保の教職員の学校参観に加え、幼保の教職員と小学校の教員との協議会、また給食の試食会を行います。

さらに、各学校の先生方の意見を集約しながら「東久留米版スタートカリキュラム」を作成します。

なお、各項目に対する指標は、教育課程に確実に位置づけるように学校へ指導したものについては「何々した学校100%」ということは当然のことです。その部分の指標は省き、学校の実践した結果や児童・生徒の変容で見とれる指標としています。学力調査等の質問項目で達成度を測定する指標については、質問項目が万が一、変更となった際は市の調査や学校への聞き取りに替えて評価します。

○桜井生涯学習課長 生涯学習課が所管する事業について説明します。

恐れ入りますが、18ページをお開きください。上段より「基本施策1 生涯学習活動に対する支援の充実」に関する事業計画となります。

67. 市民大学事業（中期コース）については、テーマごとに10以上の講座を開き、そのほかにも一般の方も参加可能な公開講座を複数回実施することで、様々な学びにつながるコース編成としてまいります。

18ページ下段の「（2）生涯学習環境の整備（生涯学習課）」におきましては、令和7年度も継続して、市立生涯学習センターでのホール事業と生涯学習事業を充実させてまいります。

ページをおめくりいただきまして、19ページです。

70. コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の試行に向けた検討につきましては、パイロット校を1校立ち上げ、まずは学校運営協議会の本格稼働に向けた準備のための協議を進めてまいります。

続いて21ページから下段から22ページにかけてですが、「基本施策1 郷土の文化財の保護・活用」に関する事業計画となります。

埋蔵文化財の保護につきましては、収蔵場所の確保など課題もありますが、川岸遺跡の遺物の展示等を含めて活用を検討してまいります。

続いて22ページ下段から23ページにかけて、市民スポーツの振興に関する事業計画と

なります。

「スポーツ健康ウィーク東久留米」での各種イベントの周知や関係団体と協力しながら、スポーツに関する教室や大会事業の充実に努めるとともに、東久留米市スポーツセンターの適正な維持管理、計画的な修繕等を行ってまいります。

○島崎図書館長 続きまして、図書館が所管する事業についてご説明します。

20ページ上段、「Ⅱ 歴史・文化・情報拠点としての図書館サービスの充実」として、21ページ中段までが図書館についての事業計画となっています。

21ページの「(3) 子ども読書活動の推進(図書館)」については、今年度「第四次東久留米市子ども読書活動推進計画」を策定しましたので、そこでお示ししている考え方に沿って子どもの読書活動を推進していくものとなります。

○片柳教育長 以上で説明は終わりました。ご質問はありますか。

○馬場教育委員 質問ではないのですが、1ページ目の「Ⅰ 子どもの未来を育む学校教育」の(1)人権尊重教育の充実、「自分にはよいところがあると思う(肯定的回答)の児童・生徒の割合を80%以上とする。」とありますが、ここを私は「希望として100%をというのは無理かもしれないけれども、100%を目指すというのはどうかな」と思います。この80%が引くかかるといえるのは、私は何でだろうというのを自分で改めて考えたのです。

東京都の目指す教育も、まず1点の「誰一人取り残さず、すべての子どもが将来への希望を持って自ら学び伸び、育つ教育」と、うたっているのにもかかわらず、「80%以上」を目指すから、当てはまらない2割という感じのところの不登校だったり、いじめだったり、そういうところが2割の感じが私はすごくしています。先生たちの努力だけではない、もともと資質だったり、家庭教育だったりというところが多いことも十分に分かっているのですが、東久留米市教育委員会として、そこは「100%を目指す」というふうにするのはいけないのかなと思いました。1月24日の定例会のときにも、室長が「各学校に元気を出してほしい」と言ってくださっているの、私は、すぐに出せる結果ではないと思うのですが、そこは希望をしたいなと思ってしまったのです。

○小瀬指導室長 ご意見ありがとうございます。

1ページのところは第3次教育振興基本計画の文章そのものなので、そこは「80%以上とする」となっていますが、2ページをご覧ください【7年度の実施事業】の3番の指標は全く同じ文言なのですけれども、ここは少しだけ上げてあります。

というのは、実際に今現在、今年度、昨年度までの数値からあまりかけ離れた指標にしないように、そこを合わせています。

ただ、馬場委員のおっしゃることはごもっともなことで、子どもたちの自己肯定感を高めるところは校長会あるいは指導室訪問で重ね重ね言っています。なので、今管理職ヒアリングをやっている最中なのですけれども、そこでも各学校の校長先生方が自分の学校の児童・生徒の質問に対しての数値をもって教育長に説明をしています。

実際には90%を超える学校もたくさんありますので、引き続き100%を目指すように取り組んでまいります。

○馬場教育委員 90%を超えている学校もあって、そういうところは学校の雰囲気としても良かったり、どこを視点に子どもを見詰めていくかというのが学校内で統一されている学校だったりするのです。

なので、今室長が言ってくださったように、校長先生たちにも浸透するようにしていただけたら本当にありがたいと思うのです。でも、指標が小学校85%以上、中学校80%以

上になってしまっていると、うちの学校は８５％行っているな、８０％以上行っているなどというので安心してしまわないように、もし変更できるんだったら「１００％目指す」というのをここの変えられるところで変えられないのかなと思います。こちらで結果的には８０％以上になるという形になるかと思うのですが、そこを、パーセントの問題ではなくして、何かもうちょっと言い方で、２ページのほうで「ここは、しっかり目指していこう」みたいな形というのはできないのでしょうか。

○小瀬指導室長 そうしましたら、この文章の一部に「１００％を目指しながら、でも指標としては、ここまではクリアするぞ」というような示し方に一部文章を変えさせていただくということでご承認いただければ、そのようにしたいと思います。

○馬場教育委員 ありがとうございます。お願いします。

○片柳教育長 ほかにありますか。

○植村教育委員 １９ページ「（２）子どもの居場所づくり」というところです。「放課後子供教室の推進」はとても大事なことだと思っています。前年度から１０％伸ばすということで、ぜひ推進していただきたいなと思います。

「地域の方々の積極的な参加・協力」をどんなふうに得ようとしているのか具体的なところを教えていただければと思います。

○桜井生涯学習課長 放課後子供教室における「地域の方々の参加・協力」のご質問です。

放課後子供教室が、現状の運営方針からしますと、コーディネーターという役割の方を１人配置しています。その方を中心に例えば地域の文化関連団体でありますとか、企業のほうにも訪問等させていただきながら、子どもたち向けのプログラムを検討いただけるような形でいろいろご相談をさせていただきながら、放課後子供教室に出向いていただいたり、講座等を開いていただいたりしているところです。そうした実績をさらに積み重ねていきたいと思っています。

○植村教育委員 そうすると、コーディネーターになってくださる方については、そんなに苦労されていないのでしょうか。

○桜井生涯学習課長 コーディネーターの配置についてなのですが、現在の放課後子供教室を委託の形で行っていきまして、その仕様の中でもコーディネーターの配置をまず必須とさせていただいています。そのためコーディネーターにつきましては必ず配置できているところです。

○植村教育委員 ありがとうございます。追加して、図書館のほうでも、コーディネーターの役割をしていただける方がいらっしゃるというなと思いました。それがひいてはコミュニティ・スクールにも活用できていくだろうという意見です。どこかを変えてくださいとかそういうことではありません。

４ページの１３番「下里中に新設するチャレンジクラス」についてです。これから東京都の施策として非常に注目されていくと思います。東京都が設けている制約は強い部分もあると伺っておりますが、まずは子どもに寄り添って、生徒が登校できることを目当てに、下里中学に新設するチャレンジクラスを指導室としても柔軟な対応で、見守っていただけたらと思います。

○小瀬指導室長 ご意見ありがとうございます。先週、チャレンジクラスの東京都の説明会がありまして、いろいろ様々な課題というのが話題になっていたと報告を受けています。その中で、比較的、学校独自で子どもに合わせてやっている学校もあったということで、本市もできるだけそういったルールにあまり縛られずに、守るべきところは守りつつ、実態に応じ

た指導をしていくように今検討しています。

また、子どもたちに寄り添うという意味では、大学の心理を学んでいる学生の支援を受けたりですとか、またそれを研究に生かしたりするということを想定をしています。

○植村教育委員 ありがとうございます。とても安心しました。今後チャレンジクラスが進んでいく中で、課題などをぜひ折を見て報告していただけたらと思います。お願いします。

○片柳教育長 ほかはよろしいですか。

○植村教育委員 4ページです。(4)の「○これまでの就学相談や判定会のシステムをより充実させるとともに、」とあります。これはすごく大事だと思うのですが、前回の定例会でも申しあげましたけれども、「柔軟さの追求」ということもあるかなと思います。「充実させる」というところに「柔軟さの追求もしながら」という文章は入れられないでしょうか。あるいは実態がそうであるならばそれで構いません。

○小瀬指導室長 4ページの(4)のところについてのご意見ありがとうございます。

4ページの【施策の方向性】については、振興基本計画のほうの文章なので、ここはそのまま残しますけれども、【7年度の実施事業】の14番のところになりますが、「一人ひとりの教育的ニーズに応じた」というところに、その柔軟性も含めて考えていきたいと思っています。

ここは計画ですので、あまりファジーな書き方をしてしまうと評価が難しくなってしまうかなと思います。文章はそのままに、植村委員のおっしゃるように、一人一人に応じて画一的ではないという形での教育相談を進めていくということをお願いしたいと思います。

○植村教育委員 ありがとうございます。ぜひお願いします。

もう1個だけ、すみません。5ページです。

前回の定例会の中で、宮下委員の「インクルーシブについての文章を「はじめに」のところに持ってきただろうか」ということで承認されたと思います。それに向かった振興計画だと思うのですが、一番上の「イ」なのですが、通常学級の教員たちの感覚というものについてちょっと触れが少ない気がします。

前回そのことを私は申し上げたつもりで、その方向性に向かって、インクルーシブ教育実現に向かってシステムの構築していく中で、通常学級の先生方の感覚については、今まさに研修していかない状況にあると思います。それはもう世界的に、日本的に、国的に、都的だと思います。そういう中で、一番最初の「○インクルーシブ教育システム構築の理念を実現するために、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶ機会を増やす」ではなくて「共に学ぶことを追求する」としてはどうでしょうか。私は支援学級や支援教室がないほうが良いなんて全く思っていないので、それは大いにうまく使っていくべきだということでは思っているのです。

それに併せて、先ほど室長からのお話もありましたが、【7年度の実施事業】の中に、「特別支援教室及び学級の教員、特別支援コーディネーター等を対象とし、外部講師を招聘（しょうへい）した研修会や連絡会」、これは大いに必要だと思いますが、「通常学級担任」も入れるべきなのではないかなと思います。今その感覚が、ずれているのを非常に感じているので、そこに「通常学級担任」を、つまり全員になってしまうのですが、入れていただけたらと思います。

○小瀬指導室長 5ページの上段、一番上から7行目までの部分には先ほどお話ししましたように、第3次の振興基本計画から引っ張っている文言なので、これはこのまま残させていただきます。

番号16番のところの研修についてですが、「特別支援コーディネーター等」という「等」は、実は通常学級の教員も任意で参加できるという仕組みをしています。これを決めるに当たって、通常学級もオープンに今年度実はやったところ、なかなか研修の内容が定まらずに、学びの場としては消化不良といえますか、広過ぎてしまったという反省点がありまして、そこで対象をきちんと区切って内容を明確にした研修を行う予定です。ただ、そこは今年度と同じように、通常学級の教員も希望をして任意で参加するというシステムは残したいと考えています。これは研修案内のほうで詳しく明記をさせていただきます。

○片柳教育長 よろしいですか。

○植村教育委員 はい。最初の上段のところの文章は、この間の第3次計画の「はじめに」のところに文章が追記されることになりましたよね。それを持ってきて変えるということではできないのでしょうか。

○小瀬指導室長 今、植村委員からご意見いただきました。「はじめに」のところに付けたのは「第3次特別支援教育推進計画」です。

この5ページの上から7行目までは「第3次教育振興基本計画」で、別のものとなっていますので、振興基本計画のほうに合わせた文章となっています。

○植村教育委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○片柳教育長 ほかはよろしいですか。

○橋本教育委員 9ページの幼保小連携・小中連携のことについて、昨年「オープン1年生の日」を実施していただいて、これからまたさらに新しい「東久留米市版スタートカリキュラム」というものが進んでいくことについて、本当にありがたいことだなと思います。これが子どもたちの成長のスタート並びに小学校の小1プロブレムにつながらないようにしっかりとカリキュラムをスタートさせていくには課題も出るとは思いますが、一つずつ進めていけたらなと思っています。

質問なのですが、4ページ目15番に「学校、幼稚園・保育園等、保護者へのリーフレット等により特別支援教育の周知を図るとともに、各校において、担当教員に加え、教育アドバイザー、スクールカウンセラー、巡回心理士、スクールソーシャルワーカーなど多様な人材との連携を図ります。」ということで、これは子育て支援課と連携をしているもののことを言っているのか、さらに今回新たな動きとして連携を図るというふうに捉えていいのかということのどちらでしょうか。お願いします。

○小瀬指導室長 これについては、これまでも、指導室のほうから幼稚園・保育園または保護者への特別支援教育のリーフレットを作成し、配布したり、あるいはホームページで見られるようにしてまいりましたが、コロナ禍のこともあり、なかなかそこがうまく伝わらなかったという部分もあります。

改めて指導室のほうでリーフレットを作り直して、それを広く周知していくという取組です。もちろん子育て支援課とも連携してそちらにも情報提供はしてまいります。

○橋本教育委員 その「多様な連携」という部分は、具体的にはどのようなことですか。

○小瀬指導室長 特別支援教育につきましては学校の教員だけではなく、やはり教育アドバイザー、スクールカウンセラー、巡回心理士、またはご家庭によってはスクールソーシャルワーカー、さらには民間の機関とも連携をしてつないでいるところがあります。そういった事例をさらに充実させていくという意味で連携を図るというふうに記載しています。特段、新しい取組ということではありませんが、これまで学校や指導室が連携してきたものを指しています。

○橋本教育委員 分かりました。ありがとうございます。

○片柳教育長 ほかはよろしいですか。

ご質問がないようでしたら、以上で質疑を終わります。

これより議案第6号の討論に入りますが、いかがですか。

○宮下教育委員 この事業計画の策定につきましては、全体を通して私は賛成の立場で意見を少し述べさせていただきたいと思いますが、今それぞれのセクションのほうからいろいろとご説明いただきました。

これからの東久留米の子どもたちをどういうふうに育てていこうかという一つの大きな目標に向かって、それぞれが一つの焦点を目指して語られているのではないだろうかなと思います。その中で、私としてはこの方向性については賛成の論理ですが、これをもう少し具体的にするためには、事務局内での横の連携をもう少しどこかで見えるといいなと思うことがあります。

例えば、小中のユニットがありますね。新しい取組ですよ。中学校を中心とした小学校との連携ですね。そうすると生涯学習課のほうでは、コミュニティ・スクールのことが出ています。コミュニティ・スクールは、まさに小中のユニットはコミュニティを目指しているわけですよ。ですから、指導室と生涯学習課の言っていることが、多分方向は同じ方向なわけですから、そういうところは事務局内部できちんと連携を取った上で何かこれから施策をやるときに、きめ細かな連携をすることによって、効率の良い一つの施策の推進に行くのではないだろうかなと思います。

そこら辺のところをもう少し具体的にこれから見えるようにしていただけると、さらに、この方向性については完成度が高くなってくのではないかなと思いますが、そこら辺の事柄については、それぞれのセクションの中で、ある程度意識をされているのか、もう既にそのようなことについて、「頭の中に入ってますよ」ということであれば、「そのとおりです」と言えばそれで結構ですが、いかがでしょうか。

○小堀教育部長 今、委員のほうからコミュニティ・スクールを一つの例えにお話しいただきましたけれども、教育委員会教育部は本庁舎6階に集約されています。一部機能は分散しているものはありますけれども、そこで日常的に関連するテーマ・課題にあっては、風通し良く調整・連携を行っています。

コミュニティ・スクールについても会議体が設置されていますけれども、その事務局は生涯学習課が行っており、指導室並びに私、それから学校現場からのご参画いただいて継続した協議を行っています。

風土としては、もうしみついています、それをこういった形で何か皆様に分かりやすい形でお示しするというのは、アドバイスとして受け止めさせていただきまして意識してまいりたいと思います。

○宮下教育委員 ありがとうございます。もうまさに学校が地域の拠点なのですよ。そういう意識の上で全てやっていくことが、これからのコミュニティを形成する、とても重要な視点だろうと思いますので、常にそういうことを意識しながら、これから事業推進にご努力いただきたいと思います。

○片柳教育長 ご意見ありがとうございます。

ほかに討論はよろしいでしょうか。

以上で討論を終わります。

「議案第6号 「東久留米市第3次教育振興基本計画 令和7年度事業計画」の策定につ

いて」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって、議案第6号は承認することに決しました。

◎議案第7号、上程、説明、質疑、討論、採決

○片柳教育長 日程第4、「議案第7号 物品の買入れについて」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○小堀教育部長 議案第7号は、「物品の買入れについて」です。提案理由は、市立小・中学校教師用指導書および教科書の購入にかかる契約金額が2,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に基づき市議会の承認が必要であります。

本件を令和7年第1回市議会定例会に付議するためには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に「特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見を聞かなければならない」と規定されていることから、教育委員会の意見を聞く必要があるためです。続けて指導室より補足の説明があります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○小瀬指導室長 それでは説明を加えさせていただきます。

今部長からありましたように、2,000万円以上の物品の買入れとなりましたので議会の議決が必要ということで、本日の教育委員会になっています。

教師用の指導書および教科書の購入に当たりましては各学校に事前調査を行い、教科、冊数、今回は紙かデジタルかという希望を出していただき、できるだけ希望に沿うように努めました。

また、生徒がデジタル教科書を使用する教科、主に英語と数学ですが、これは優先的にデジタルでそろえています。

また、今回3月中の契約が必要なため、補正予算で債務負担行為に関わるものとして同じ内容を上げさせていただき、議会初日で承認を得て、即日仮契約を交わし、議会最終日に議会の承認を得た後、本契約を交わす予定です。

○片柳教育長 説明が終わりましたが、ご質問はありますか。

○宮下教育委員 1番目の「概要」の文章なのですが、本当に1行目、2行目、これがもう全てを語っているのではないかなと私は思っています。

なぜかといいますと、「教師用指導書および教科書を購入する必要がある。」と。誰が必要としているかということですよ。これはやはり学校の先生方が良い授業を推進したいという強い思いや願いがあるのだらうと感じます。東久留米の小・中学校のこのような思いのある先生方については、私たち教育委員会としても、できるだけ希望に沿うようにしてあげることが質の高い授業、それが結果的には、東久留米の市民のこれからの人間形成に大きく役立つことに寄与することに値するのではないだらうかと考えます。学校から出てきたものにつきましては、できるだけ要望が通るように私たちも働きかけていかなければいけないのではないだらうかなという思いがあります。

それと同時に、果たして、これらの指導書等を本当にきちんと活用しているかどうかということについても憂いがないにしもありません。ですから、そこら辺については、今後、これだけの予算をかけるわけですから、実際にどの程度これが活用されるかどうかということにつきましても、指導室のほうで追跡調査といいますか、実態調査もしていただければあり

がたいなと思っています。

- 小瀬指導室長 ご指導ありがとうございます。今回、大変高額な指導書及び教科書ということで、このことにつきましては、昨日の校長会でも、こういった予算については多くの人の手と多くの金額がかかっているということを先生方一人一人にしっかりお伝えくださいということを指導したところです。

指導室では、毎年各学校を指導室訪問で回っていますので、令和7年度は、この指導書の使い方というところも指導のポイントの一つとしまして、授業並びに学校の様子を指導主事、統括指導主事からもしっかりと調査・指導させていただきます。

- 片柳教育長 ほかはよろしいですか。

- 橋本教育委員 私も宮下委員と同じで、「できる限りの希望に沿う」という姿勢は引き続きお願いしたく存じます。ただ、大きな金額なので、デジタル教科書も今そうならないかもしれないのですが、効果測定がきちんと測れるようにし、この予算の必要性についてきちんと証明ができるように、今後対策を取っていく必要があるという前提の下、各学校のほうにも伝えていただく必要があるのかなと思います。

必要なのは認識していますが、大切な税金の部分を活用するということになりますので、そこをしっかりと証明できるような仕組みで現場の声をきちんと吸い上げて、こういう購入ができるように今後検討をしていただきたいなと思います。

- 小瀬指導室長 ありがとうございます。デジタルにつきましては、ここ数年で入ってきたものです。今回のデジタルの指導書及び教科書は今までにない購入の量にもなっていますので、そこについては教育総務課が今年入替えを予定していますので、そこに合わせて教育総務課とともに使用の様子を見て見守っていきたいと思います。

まさに橋本委員がおっしゃったように「しっかり使ってこそ次の希望につながる」ということで、また次の教科書の採択のときに、「これだけ使ったから、だからこれが欲しい」というふうに学校側が要望できるようにしてまいりたいと思います。

- 片柳教育長 ほかはよろしいでしょうか。

よろしければ以上で質疑を終わります。

これより議案第7号の討論に入りますが、いかがですか。

討論はよろしいでしょうか。

- 宮下教育委員 討論省略。

- 片柳教育長 では討論省略と認めます。

これより採決に入ります。「議案第7号 物品の買入れについて」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって、議案第7号は承認することに決しました。

◎教育長報告

- 片柳教育長 日程第5、教育長報告に入ります。「①東久留米市いじめ防止対策推進基本方針の改定について」の説明をお願いします。

- 小瀬指導室長 令和6年8月、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が改訂されました。また、過日開催した市のいじめ問題対策委員会におきましても、有識者からガイドラインの改訂を踏まえて、市の基本方針も改定するほうが良いのではないかなという意見をいただきました。

そこで教育委員会の皆様からのご示唆をいただきながら、改訂の手続を進め、このほど一部改訂する運びとなりました。主な改訂内容については、この後統括指導主事から説明させていただきます。

- 森山統括指導主事 本日は資料を「東久留米市いじめ防止対策推進基本方針（原本）」と文言等の微修正を除き、主な改訂内容を記載しました「東久留米市いじめ防止対策推進基本方針新旧対照表」をお配りさせていただきました。新旧対照表に沿ってご説明させていただきます。

まず「第4 いじめ問題への基本的な考え方」です。こちらにつきましては、国のいじめ防止対策推進法に基づきまして、「学校の設置者」を追記しました。

続きまして、「第5 学校における取組」の3（5）クとケです。こちらも国のガイドライン改訂及び市いじめ問題対策委員会の意見を踏まえまして、「学校における調査の実施」と「市長が行う調査（再調査）への協力」を追記しています。

同じく「4 教育委員会によるいじめ防止等に関する具体的な取組」の「（1）学校への支援」です。

教育委員会は学校の伴走者であるという理念から、冒頭に「学校と共にいじめの問題に取り組む」を追記しました。

次に、「（5）重大事態への対処」です。国のガイドライン改訂及び市いじめ問題対策委員会の意見を踏まえ、「東久留米市教育委員会又は学校は、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」を認めた段階又は児童・生徒や保護者から重大事態の申し立てがあった時は、「重大事態」が発生したものとして対応を開始する。」ことを明記しました。

なお、従前の基本方針では、同項2、具体的な対処内容が記載されていましたが、対処の全ては被害者及びその保護者の意向に沿って行われるため、一つの方法に限られるものではありません。

そこで「第8 その他」「2 この方針に定めるもののほか、この基本方針の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。」という文言を追記してあります。

今後は学校が適切かつ計画的に対応できるよう、幾つかの対処例を別添資料として作成してまいります。

- 片柳教育長 説明が終わりましたが、ご質問はありますか。

- 馬場教育委員 6ページの「（7）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進」についてです。

ここは対策なので、ここまで止まりなのかなと思うのですが、先生たちも実際本当にどうしていいかわからないですし、できないというときはもちろん教育委員会とかに相談して一緒に歩いていくのですけれども、実際にもう具体的に法律にのっとり「具体的なことをやっていきましょう」とか、「いけますよ」というのを明示してもいいのかなと思いました。。でもここで書くことではないのかなと思ったりしましたので、その辺りを教えていただければと思います。

重大事態のときも、例えばこれが逆に訴えられてしまったら、14歳まで平気ですが、中3でやった場合は、それこそ本当に一緒にもう学校には通えないし、少年鑑別所に行く場合もあったりするので、そういう具体的な子どもにとっての恐怖、先生たちもそういうことがあるかもしれないというのを、具体的に、ここではなくても説明するときでも明示していくことは本格的に必要なのではないかなと思ったので、質問させていただきます。

○森山統括指導主事 ご指摘ありがとうございます。今、インターネットを含めましていじめの脅威ですとか、それから具体的な取組方法について、もう少しこちらに詳しく記載したほうがいいのではないかというご意見をいただきました。ありがとうございます。

基本方針にこのように書いてありますが、この下には例えば東京都のいじめに対する具体的な取組等々を記載した別の資料があります。具体的にはそちらに詳しく書かれていますので、そちらに沿って対応していくこととなりますが、ケース・バイ・ケースといえますか、個々の事例が必ずしもそこに記載されている内容のとおり進むものばかりではありませんので、警察ですとか関係団体、スクール・サポート・スタッフさん等も含めました協議をこれからも生活指導主任会等で続けて、事例の蓄積ということを東久留米市として行っていくことが必要なと思っています。

○馬場教育委員 分かりました。ありがとうございます。

○片柳教育長 いじめの未然防止、発生した際の対処については徹底して対応するという基本姿勢をもって、今馬場委員がおっしゃられたような関係機関ですとか、さらに警察などとの連携をしっかりと図ってまいりたいと思います。

○馬場教育委員 ここに書いてあるとおりのことがそのとおりに行われれば、かなりの割合で問題解決することが本当に分かっているのですね。

ただ、実際のところはそれが行えなくて、確認を取るのが遅いとちょっと大丈夫かなと思う。本当にその積み重ねが延びてしまうということだと思うので、今教育長がおっしゃってくださった「徹底的に」と「迅速に」を徹底していただければと思います。

○片柳教育長 ほかにありますでしょうか。

○宮下教育委員 ５ページのところに、第６の３「東久留米市教育委員会いじめ問題調査委員会の設置」というのがあります。そのところに「学校で重大事態が発生し、条例第１０条第４に基づき教育委員会が調査した結果又は基本方針第５条第３項（５）に基づき学校が調査した結果の報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、公平、公正な調査を行うために第三者の学識経験者等により構成される市長の附属機関「東久留米市いじめ問題調査委員会」を設置し」ということですね。

この場合に、いじめ問題があったときの解決として、まず主体は教育委員会であるはずですね。その教育委員会の報告を市長が受けて、これはちょっと違和感あると思って、市長の附属機関である調査委員会を市長が設定するわけですね。

そうしますと、いじめ問題についての主体性を教育委員会がどの程度きちんと、法に基づいて教育委員会が委員会を開いて、きちんとした結論を出すかどうかというあたりについて、そこら辺の責任の所在というのは、教育委員会がちょっと弱くなるのではないだろうかと思いますが、これは多分、大津のいじめの事件から生まれてきた事柄ですね。主体性はどちらに重点を置くのかどうかという形で、教育委員会が主体性を持った上できちんといじめの調査をして、解決の方向に行かなければいけないのではないかなと思います。

何でもかんでも難しくなったら市長に全部委ねてしまうようなことがあってはならないのではないかなと思いますが、そこら辺のことについては何か論議されていることがありますでしょうか。

○森山統括指導主事 ご指摘ありがとうございます。記載上は、このような表現になっていますけれども、教育委員会の主体、つまりはこの「条例第１０条第４に基づき教育委員会が調査」、この時点におきまして真偽を明らかにして、しっかりと市長に報告すると考えていますので、市長による調査にならないように努めてまいりたいと思っています。

○宮下教育委員 当然ながら、そのような自覚を持って、それぞれ皆さん方がご努力をしているのだと思います。

でも意外とここについては盲点があって、結果論で後から問題になることがたくさんあるのではないだろうかと思えますので、そういうふうにならないためにも、教育委員会は、教育委員会が開催する、教育委員会が依頼する調査委員会については、できるだけ厳しいご意見をいただける人も踏まえた上で調査委員会を開くことが必要だろうと思えます。どちらかという、教育委員会は甘い考え方があることは事実です。それが大きな問題になって、法律まで変えるようになったわけです。

東久留米に、その法律を変えるに至った。市長がここに来て講演をしていただいていますので、私は、このことが市長のほうまで行かないためにも、教育委員会で相当厳しく論議した上で、一つの結論を出していただくような努力をしていかなければ、あとはみんな難しいことは市長に譲るということではならないと思えます。教育委員会の主体性がなくなるということは、教育委員会そのものの不要論に発展する可能性もありますので、ちょっと厳しく、この内容等については、きちんと私たちも自覚をしていきたいという感じがします。よろしくお願いを申し上げたいと思えます。

○片柳教育長 徹底した調査を行って事実を明らかにすることと、それから事実に基づいて、次のいじめの防止を図っていくのだという意思を明確に持って教育委員会における調査をしっかりと進めてまいりたいと思えますので、委員の皆様のご協力もお願いしたいと思います。

ほかにありますでしょうか。——よろしいですか。

続きまして「②令和6年度「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の結果について」の説明をお願いします。

○小瀬指導室長 令和7年1月「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の結果について、東京都より確定値の提供がありました。

そこで、本日は本市の結果について報告させていただきます。詳細は統括指導主事より説明します。

○森山統括指導主事 資料をご覧ください。まずグラフについて説明します。

レーダーチャートは、公表されています全国の値を50として、網かけで表し、本市の結果を実線、東京都の結果を点線で比較しています。

また資料については、1枚目の小学校を両面、2枚目の中学校を片面で取りまとめてあります。

では小学校から説明します。

全体の傾向として、長座体前屈（柔軟性）の値が東京都の値よりも高い結果となりました。このことは、体育の授業における体づくり運動、器械運動、陸上運動、表現運動等での取組の積み重ねによるものと考えています。

一方で、20mシャトルラン（全身持久力）は、2・4年生女子の値が高いものの、3年生男女の値が共に低い結果となりました。このことについて、体育の授業を除き「1日にどれくらい運動やスポーツをしますか」という意識調査を分析したところ、「30分未満」と回答した男子が21.7%、女子が31.0%と、運動時間が最も短い学年であることが分かりました。これらのことから体育の授業だけでなく、運動習慣の定着が課題であると考えています。

次に中学校について説明します。

昨年度から引き続き、ボール投げ（巧緻性）の値が東京都の値よりも高い結果となりまし

た。また、立ち幅跳び（瞬発力）の値も東京都の値に比べて高い結果となりました。このことは、保健体育科の授業における球技領域や陸上運動領域等の取組により、運動特性の「力強さ」と「タイミングの良さ」が育まれているとともに、運動部活動や授業以外の体力向上の取組による成果と考えています。

一方で、全ての学年の女子は、東京都の値よりも低い項目が三つ以上ある結果となりました。

このことについて「保健体育の授業は楽しいと思いますか」という意識調査を分析したところ、「思う」と回答した割合が5割を下回り、男子との差が15ポイント以上あることが分かりました。また「思う」の回答割合が高いほど、体育授業以外の運動時間も増加する傾向が確認されました。これらのことから、意識向上を含めたさらなる授業改善が必要であると考えています。

○片柳教育長 説明が終わりましたが、ご質問はありますか。

○宮下教育委員 レーダーチャートで、顕著な現れが出ているのが、中学1年生の男子の体重です。すごく東久留米は良い子どもたちですね。体重が大分多い子が多いなというのと、もう一つは、ボール投げがやはり断トツに大変良いということですが、何かそこには原因がありますでしょうか。

○森山統括指導主事 中学校1年生、男子の体重とボール投げに関するご意見です。

まず体重に関しましては、全国、それから東京都の傾向としましても、肥満傾向の増加というものが指摘されています。しかしながら、この本市の中学校1年生については、体重増加が顕著であったことから、令和5年度の小学校6年生男子の結果を確認しましたところ、特段、顕著に値が高いということは確認できませんでした。

この結果については、引き続き注視していく必要があるかと思っています。この学年のこの時期、特有のものなのか、それとも、来年度中学校2年生になったときにも、これが引き続くものなのか、こういったものに注意してまいります。

続いて、ボール投げです。ボール投げについては、令和5年度の中学校1年生男子につきましても高い状況となっています。これは保健体育科における運動領域の取組もあるかと思いますが、今年度に関しましては、中学校1年生の伸びというのが、はっきり見えていますので、こちらについても、なぜ本市のボール投げの値が、中学校1年生、中学校2年生、中学校3年生と、高いのかということも注視していく必要があるかと思っています。

○宮下教育委員 何かそこで推測される要因というのがありますか。

○小瀬指導室長 市長がボール運動のできる公園を学区に造っているというのもあるかと思えます。

○宮下教育委員 本市に市長がそのような、子どもたちの野球、ボール投げができるような公園造りに精を出していた、その成果がよく分かるのです。

。

東久留米の全校生徒がボールを投げているわけでもないですよ。ちょっと気になるデータ。でもこれだけ何か急に効果が現れるとするのだったら、やはり取り入れていかなければいけないだろうと思いますので、その要因は分析してみたいかがでしょうか。そうしたら私も自分自身やらなければいけないと思ったのですけれども。

○森山統括指導主事 貴重なご意見ありがとうございます。令和5年度も実は中学校1年生、2年生、3年生の男子ボール投げの高い傾向になっていまして、ボール投げが高いというこ

とについては、令和6年度に限ったことではないということが、この2年の比較で分かっています。

今、ご意見いただきましたように、どうして本市のボール投げが顕著に高い結果となるかについては、貴重な結果が得られたと思っていますので、引き続き分析を重ねてまいりたいと思っています。

○宮下教育委員　ありがとうございます。

○片柳教育長　ほかはよろしいですか。

○橋本教育委員　この結果を見て本当にデータを取っていくことの大切さを改めて感じています。令和4年度から令和6年度において、小学校1年生男子、女子もですけれども、やはり平均というか比較すると運動能力の低下を認めざるを得ない状況かと思えますので、これがこのまま行かないようにということは小学校・中学校での取組でやっていくことですが、その前には幼保小連携の「東久留米市版スタートカリキュラム」においても、こういったところを生かしていきながら、子どもたちの体の基礎をきちんと築いていくということにつなげていけたらなと思っています。

○森山統括指導主事　今、小学校1年生から中学校3年生にかけて運動能力が徐々に向上していくことに関して、小学校1年生の段階から幼稚園・保育園と取組を共有していくことが良いのではないかとのご指摘をいただきました。ありがとうございます。

このことにつきましては、今年度また「オープン1年生」の日の取組を継続しまして、また内容も充実しまして、小学校と幼稚園・保育園が協議をしましてまいります。その中で、学校の学習ですとか、日々日常の生活、行動のみならず、体力、生活習慣、こういったものも扱ってまいりますので、そういったところから接続を推進してまいりたいと思っています。

○橋本教育委員　分野に分けてしっかりと認識されていて、ぜひこれを一つ一つ良い方向につなげていけたらなと思います。ありがとうございます。

○片柳教育長　ほかはよろしいでしょうか

よろしければ公開の日程は以上ですけれども、事務局からほかに何か報告等がありますか。
—よろしいですか。

ほかに委員の皆様からいかがでしょうか。

○馬場教育委員　1月31日にこども家庭センターで開催されました「これも虐待なのかな…?～地域における子ども虐待への対応・通告の流れ～」に参加させていただきました。いろいろな冊子をふまえ、虐待への対応・通告の流れについて、わかりやすくご説明いただきました。

とても丁寧なご説明で、虐待ということを全く知らない、専門で子どもの相手をしていない職業の方には、とても有効なセミナーであると感じました。ただ、参加していらっしゃる方というのは現場で働いている方とか民生委員で、そういうことを実際に対応している方だったり、保育者だったり、そういう方が多かったようなので「そのことは知っている」という印象も、私も含めあったかもしれません。

通常子どもを、いつも見ている、特に保育者や教育者というのは、その先生がご説明いただいたことというのはすごく注意していることです。「傷がついていないか」、性的な虐待の場合には「絶対に深く追及してはいけない」とか「話は聞かない」、「受け止める」とか。「あっ、そうなんだ」と思う方もいらっしゃると思うのですけれども、「そのことは知っている」と。「どうやって早急に対応してくれるか」「一緒にどうやって解決していけるか」ということを知りたかったと思う方もいらっしゃるかもしれません。

質問の質疑応答の時間もあったのですが、具体的なケースは個々それぞれなのだというお話でした。

参加されている方からは、形だけではなく、本当に魂が込められたセミナーが必要であるということを伺いました。普段から、具体的にそういう子たちを見つけていらっしゃる方々は、「どういうふうにしていけば良いのか」「そういう過程をどうサポートしていけば良いのか」。実際に学校で見つけたときに、担任の先生一人でサポートというのは本当に無理だと思うので、そういうことを知りたいというところもあったようです。今後は、実例というのを見せられないのはもちろん分かっているのですが、もう一歩具体的に踏み込んだ内容を伺ってみたいと思いました。東久留米のサポート体制で思うのは、なったときではなくて、なりそうだという要因があっても、その過程を見つけたときに、分かっているサポートを受入れられない・受けないということです。実際通報しても動いてくれないというケースが多いというのは、私も実際そうだったので分かるのですが、そうなったときにはどうしたらいいのか。東久留米はどうやっていこうという具体的なところ、そして、こうやりたいと思っているのであれば、通報したら終わりではなくて「どういうふうに助けてください」「保育者とか専門家と、どういうふうに連携を取っていったらいいのか」。次のセミナーのときにはもう一歩、二歩も踏み込んで、具体的な取組とか、そういうものを一緒に考えていただけるセミナーになったらもっと良いのではないかなと思いました。

○片柳教育長 ただいま、貴重なご意見いただいたと思いますので、所管にも情報提供してまいりたいと思います。

○馬場教育委員 はい。

○片柳教育長 ほかに委員のほうからのご報告等はありませんでしょうか。——よろしいですか。

では以上をもちまして公開の会議を終了します。

傍聴の方は恐れ入りますが、ご退席願います。

(傍聴者 退席)

(学務課長、生涯学習課長、図書館長、統括指導主事 退席)

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

令和7年7月11日

教 育 長 片 柳 博 文 (自 書)

署名委員 橋 本 脩 (自 書)